お　知　ら　せ

令和５年４月２５日
宇部市総務部契約監理課

令和５年度における建設工事の前払金の特例に係る取扱いのお知らせ

宇部市が発注する建設工事につきましては、平成２８年度から時限的な特別措置として、前払金に係る特例（使途範囲の拡大）を実施しておりましたが、国において令和５年度も継続することとなったことを踏まえ、宇部市発注工事についても、継続して行うこととしましたので、お知らせします。

１　期間について
平成２８年４月１日から令和６年３月３１日までに新たに工事請負契約を締結した又は締結する工事の前払金で、令和６年３月３１日までに払出しが行われるものに適用する。

２　既に請負契約を締結している工事の取扱いについて
平成２８年４月１日以降、既に請負契約を締結した工事についても特例措置を適用することが可能ですが、その場合は、当該契約を変更することが必要となりますので、該当の発注機関にご相談ください。
※既に前払金の全てを使用している場合などは対象となりません。

３　その他
例年、工事約款を改正して対応していましたが、令和５年度より約款内の期間を削除し、通年利用できるよう改正しました。
令和６年度以降も前払金の使途拡大を継続して行うこととなりましたら、別途お知らせします。